



2017年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2017年5月28日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○7月4日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、またはスマートフォン(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X社に勤務するAさん（45歳）は、妻Bさん（42歳）との2人暮らしである。Aさんは、平成29年7月末日付でX社を早期退職し、個人事業主として事業を開業する予定である。Aさんは、X社退職後に個人事業主となった場合における社会保険および老後資金の準備について詳しく知りたいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和47年4月17日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込み期間を含む）〕

平成3年4月	平成15年4月	平成29年8月	
厚生年金保険（316月）			国民年金 保険料納付予定 176月
144月	172月		
平均標準報酬月額：30万円	平均標準報酬額：50万円		
18歳		45歳	60歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和49年8月30日

高校卒業後から26歳でX社を退職するまでは厚生年金保険に加入（被保険者期間は96月）。X社退職後は第3号被保険者として国民年金に加入している。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんの退職後の国民年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「Aさんは、X社を退職後、国民年金に第1号被保険者として加入することになります。国民年金の加入の届出は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から、原則として()以内に住所地の市区町村の窓口で行います」

)「AさんがX社を退職後、60歳になるまで国民年金の保険料を納付した場合、65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は、780,100円(平成28年度価額)となります。老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。仮に、Aさんが60歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は()%となります。なお、Aさんが老齢基礎年金の繰上げ支給を請求する場合は、その請求と同時に老齢厚生年金の繰上げ支給の請求を()」

語句群

イ . 14日 ロ . 20日 ハ . 30日

ニ . 15 ホ . 30 ヘ . 42 ト . 60 チ . 72

リ . しなければなりません 又 . する必要はありません

《問2》 Aさんが平成29年7月末日付でX社を退職し、その後個人事業主となった場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額（平成28年度価額）を計算した次の空欄、 、 に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。また、空欄 に入る語句を、解答用紙の「される／されない」のいずれかから選び、適切なものをマルで囲みなさい。計算にあたっては、《設例》および下記の 資料 を利用すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

1. 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）
（ ）円
2. 経過的加算額（円未満四捨五入）
（ ）円
3. 基本年金額（上記「1 + 2」の額）
円
4. 加給年金額（解答用紙の「される／されない」のいずれかをマルで囲むこと）
Aさんの場合、加給年金額は加算（ ）。
5. 老齢厚生年金の年金額
（ ）円

資料

老齢厚生年金の計算式

) 報酬比例部分の額 = a + b

a 平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

b 平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

) 経過的加算額 = 1,626円 × 被保険者期間の月数

$$- 780,100円 \times \frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

) 加給年金額 = 390,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが平成29年7月末日付でX社を退職し、その後個人事業主となった場合における老後資金の準備についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには ×印を解答用紙に記入しなさい。

「老後の年金収入を増やす方法としては、国民年金基金に加入することも検討事項の1つです。国民年金基金の毎月の掛金は、加入時の年齢や選択する給付の型などによっても異なりますが、1年分の掛金を前納すると割引が適用される仕組みがありますので、資金に余裕がある場合は検討してください」

「Aさんは、所定の手続により、国民年金の定額保険料のほかに月額200円の付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金の受給時に、『400円×付加保険料納付済月数』の算式で算出した額を付加年金として受け取ることができます」

「Aさんが小規模企業共済に加入する場合、小規模企業共済の毎月の掛金は、10,000円から100,000円の範囲内（500円単位）で選択することができ、その全額が所得控除の対象となります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん(45歳)は、2年前に購入したX投資信託を現在も保有しているが、新たにY投資信託に興味を持つようになった。そこで、Aさんは、金融機関に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X投資信託およびY投資信託に関する資料等は、以下のとおりである。

X投資信託に関する資料

- ・公募株式投資信託
- ・追加型 / 国内 / 株式
- ・主な投資対象 : 東京証券取引所市場第一部に上場する株式
- ・信託期間 : 無期限
- ・決算日 : 毎年9月20日
- ・購入時手数料 : 購入時の基準価額に対して2.16% (税込)
- ・運用管理費用 (信託報酬) : 年1.08% (税込)
- ・信託財産留保額 : なし

Y投資信託に関する資料

- ・公募株式投資信託
- ・追加型 / 海外 / 債券 為替ヘッジなし
- ・主な投資対象 : 米国の企業が発行するドル建ての債券
- ・信託期間 : 無期限
- ・決算日 : 年2回 (5月20日と11月20日)
- ・購入時手数料 : 購入時の基準価額に対して3.24% (税込)
- ・運用管理費用 (信託報酬) : 年1.863% (税込)
- ・信託財産留保額 : 換金時の基準価額に対して0.3%

X投資信託とY投資信託の予想収益率

	生起確率	X投資信託の 予想収益率	Y投資信託の 予想収益率
シナリオ1	30%	15%	5%
シナリオ2	50%	10%	14%
シナリオ3	20%	20%	18%

X投資信託とY投資信託の過去5年間の運用パフォーマンスに関する情報

	X投資信託	Y投資信託
過去5年間の収益率の平均値 (リターン)	10%	13%
過去5年間の収益率の標準偏差 (リスク)	3%	5%

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Y投資信託についてMさんがAさんに対して説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Y投資信託は米国の債券を主な投資対象としていますので、一般に、米国の金利が上昇した場合、当該債券の価格は上昇することから、Y投資信託の基準価額の上昇要因となります」

「Y投資信託は為替ヘッジを行っていませんので、購入後に米ドルに対して円高となった場合、基準価額の下落要因となります」

「仮にY投資信託が償還された場合、償還金から信託財産留保額が控除されます」

《問5》 X投資信託とY投資信託についてMさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「無リスク資産利率を1%と仮定した場合、過去5年間の運用パフォーマンスに基づくX投資信託のシャープ・レシオは、()です。一方、Y投資信託のシャープ・レシオは、()です。シャープ・レシオの値が大きいほど、取ったリスクに対して大きなリターンを得たこととなります。このため、X投資信託とY投資信託を比較した場合、シャープ・レシオからみると、()のほうが過去のパフォーマンスは優れていたといえます。なお、過去のパフォーマンスが高い投資信託であっても、将来のパフォーマンスもその通りになるとは限りませんので、注意が必要です」

)「Aさんは、これまでにX投資信託から普通分配金と元本払戻金(特別分配金)を受け取っています。このうち、普通分配金による所得は()とされ、分配時に所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%の税率による源泉(特別)徴収がされています。一方、元本払戻金(特別分配金)は非課税とされています」

語句群

イ．X投資信託 ロ．Y投資信託 ハ．1.4 ニ．2.0 ホ．2.4
ヘ．3.0 ト．配当所得 チ．利子所得 リ．雑所得

《問6》《設例》の X投資信託とY投資信託の予想収益率 に基づいて、X投資信託とY投資信託をそれぞれ4：6の割合で保有した場合のポートフォリオの期待収益率を、次の ~ の順序で求めなさい(計算過程の記載は不要)。なお、答 は%表示の小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを解答用紙に記入すること。

X投資信託の期待収益率

Y投資信託の期待収益率

ポートフォリオの期待収益率

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、雑貨店を営む個人事業主で、妻Bさんとともに開業以来10年にわたり営業を続けており、賃貸アパートの経営も行っている。また、Aさんは、平成28年中に、加入していた下記の生命保険を解約し、解約返戻金を受け取っている。

Aさんの平成28年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん（50歳）：個人事業主（青色申告者）
- ・ 妻Bさん（44歳）：Aさんの青色事業専従者
- ・ 長男Cさん（18歳）：大学生。平成28年中に収入はない。
- ・ 二男Dさん（15歳）：中学生。平成28年中に収入はない。

Aさんの平成28年分の収入等に関する資料

- ・ 事業所得の金額：13,500,000円（青色申告特別控除後の金額）
- ・ 賃貸アパート（居住用）の不動産所得に係る損失の金額：1,300,000円
上記の損失の金額には、不動産所得を生ずべき土地等を取得するために要した負債の利子30万円が含まれている。

Aさんが平成28年中に解約した生命保険に関する資料

- 保険の種類：一時払変額個人年金保険
契約年月日：平成21年2月1日
契約者（＝保険料負担者）：Aさん
解約返戻金額：6,000,000円
正味払込済保険料：5,000,000円

妻Bさんの平成28年分の収入等に関する資料

- ・ Aさんの事業に係る青色事業専従者給与の金額：1,020,000円（事前届出額以内で労務の対価として適正である）

妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成28年分の所得税に関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることはできないが、配偶者特別控除の適用を受けることができ、その控除額は38万円である。

Aさんは長男Cさんおよび二男Dさんについて扶養控除の適用を受けることができ、その控除額は合計して101万円である。

Aさんの不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子に相当する部分の金額は、損益通算の対象とならない。

《問8》 青色申告に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ～トのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除、青色事業専従者給与の必要経費算入、最長()の純損失の繰越控除、純損失の繰戻還付などがある。青色申告特別控除の控除額は、不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、その取引の内容を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表等を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出した場合、最高で()である。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合には、青色申告特別控除の控除額は、最高()となる。

語句群

イ . 3年間	ロ . 5年間	ハ . 10年間	ニ . 10万円	ホ . 38万円
ヘ . 65万円	ト . 103万円			

《問9》 Aさんの平成28年分の所得税および復興特別所得税の額を計算した下記の表の空欄
 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない
 部分は「 」で示してある。

(a) 総所得金額		() 円
	社会保険料控除	円
	生命保険料控除	円
	扶養控除	円
	基礎控除	() 円
(b) 所得控除の額の合計額		2,100,000円
(c) 課税総所得金額		円
(d) 算出税額 (c に対する所得税額)		() 円
(e) 復興特別所得税額 (円未満切捨て)		円
(f) 所得税および復興特別所得税の額		円

資料 所得税の速算表 (一部抜粋)

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下	%	万円
~	195	5	
195	~ 330	10	9.75
330	~ 695	20	42.75
695	~ 900	23	63.6
900	~ 1,800	33	153.6

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、父親から相続した戸建て住宅（土地200㎡・建物120㎡、土地・建物ともに母親と共有）に、母と妻の3人で居住しているが、今般、母親が介護付き老人ホームに入居することになり資金の手当てが必要となった。そこで、建物が古く建替えの時期でもあることから、この機会に戸建て住宅を売却し、母親の持分相当額は老人ホーム資金に、Aさん自身の持分相当額は自宅近くの中古マンション（東京都内）購入資金に、それぞれ充当したいと考えている。

売却予定の戸建て住宅（以下、「譲渡予定物件」という）および購入予定の中古マンション（以下、「購入予定マンション」という）の概要は、以下のとおりである。なお、譲渡予定物件の売却および購入予定マンションの購入は、いずれも宅地建物取引業者を介して行う予定である。

譲渡予定物件および購入予定マンションの概要

	譲渡予定物件	購入予定マンション
取得時期	平成9年2月に父親から相続により取得	平成29年10月に取得して同月中に居住する予定
購入価額	土地・建物とも不明	3,680万円
譲渡価額	8,000万円（土地）	
持分割合	母：2分の1 Aさん：2分の1	Aさん単独名義
条件等	<ul style="list-style-type: none">・建物は取り壊した（費用90万円）うえで更地として平成29年11月に譲渡する。・上記取壊し費用以外の譲渡に係る費用（仲介手数料など）は、260万円とする。	<ul style="list-style-type: none">・平成20年1月築・専有面積75㎡・耐火建築物

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 譲渡予定物件を売却し、購入予定マンションを取得する場合の留意点に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには × 印を解答用紙に記入しなさい。

宅地建物取引業者と締結する専任媒介契約および専属専任媒介契約の有効期間は3カ月が上限とされており、これより長い期間を定めて契約した場合は、当該契約は無効となる。

Aさんは、譲渡予定物件の売買契約の締結に際して、買主との合意により、譲渡予定物件について瑕疵担保責任を負わないとする旨の特約をすることができる。

購入予定マンションに抵当権設定登記がなされているかどうかは、当該マンションの登記記録の権利部乙区の記載内容により確認することができる。

《問11》 購入予定マンションを取得した場合の不動産取得税に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

不動産取得税は、不動産の取得者に課される地方税であり、その課税標準は、原則として、固定資産課税台帳に登録されている価格により決定される。

設例のとおりに入居予定マンションを取得した場合、不動産取得税の課税標準の特例を受けることにより、土地については、取得した不動産の価格に()を乗じた額が不動産取得税の課税標準となり、建物については、独立的に区画された1戸ごとの価格から最大で()を控除した額が不動産取得税の課税標準となる。

不動産取得税の標準税率は、本則においては4%であるが、設例のとおりに入居予定マンションを取得した場合、特例により()となる。

語句群

イ . 2 分の 1	ロ . 3 分の 2	ハ . 1,000 万円	ニ . 1,100 万円
ホ . 1,200 万円	ヘ . 1 %	ト . 2 %	チ . 3 %

《問12》 Aさんが、《設例》の条件等のとおり譲渡予定物件を譲渡し、購入予定マンションを購入して、「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けた場合の課税長期譲渡所得金額に係る所得税、復興特別所得税および住民税の合計額を計算した次の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求め、解答用紙に記入しなさい。なお、《設例》に記載されているもの以外の費用等はないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

計算式

1. Aさんの持分に応じた金額明細

譲渡価額 $8,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 4,000\text{万円}$

概算取得費 $4,000\text{万円} \times (\quad)\% = \quad\text{万円}$

譲渡費用 $(90\text{万円} + 260\text{万円}) \times (\quad) = \quad\text{万円}$

2. 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例

a. 収入金額 $\quad\text{万円} - \text{買換え資産取得価額}3,680\text{万円} = \quad\text{万円}$

b. 取得費・譲渡費用

$(\quad\text{万円} + \quad\text{万円}) \times \frac{\text{万円}}{\text{万円}} = (\quad)\text{円}$

c. 譲渡益 $\quad\text{万円} - (\quad)\text{円} = \quad\text{円}$

d. 所得税、復興特別所得税および住民税の合計額（100円未満切捨て）

$(\quad)\text{円}$

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

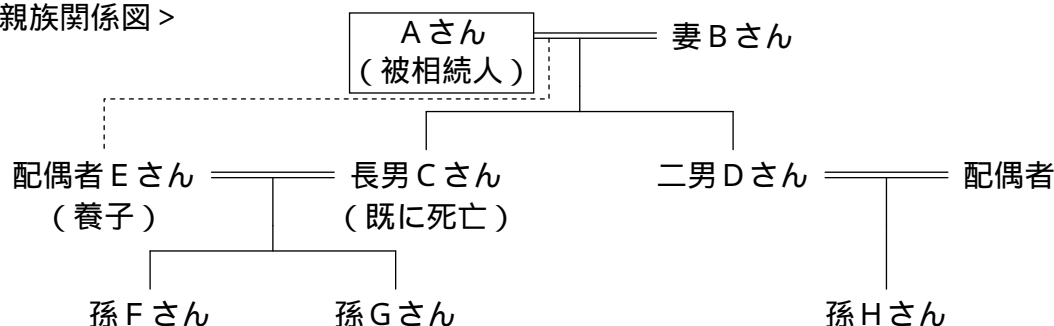
Aさんは、平成29年3月25日に病気により78歳で死亡した。Aさんには妻Bさん(77歳)との間に生まれた長男Cさん、二男Dさん(45歳)の2人の子がいたが、長男Cさんは平成20年に既に死亡している。Aさんは、平成25年に長男Cさんの配偶者Eさん(53歳)と養子縁組をした。Aさんには3人の孫がおり、孫Fさん(30歳)、孫Gさん(28歳)は長男Cさんの子、孫Hさん(19歳)は二男Dさんの子である。

Aさんは、遺言書を作成しておらず、遺産分割については相続人で協議を行う予定である。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

なお、妻Bさん、二男Dさん、孫Fさんは、Aさんから生前に財産の贈与を受けている。

< 親族関係図 >



< Aさんの主な財産の状況(相続税評価額) >

- ・預貯金 : 7,000万円
- ・有価証券(上場株式) : 8,000万円
- ・自宅の敷地 : 1億8,000万円
- ・自宅の建物 : 2,200万円
- ・貸駐車場の敷地(300㎡): 1億5,000万円

< Aさんが生前に行った贈与の内容 >

妻Bさんに対して、平成27年8月に自宅の敷地の持分8分の1および自宅の建物の持分8分の1を贈与し、妻Bさんはこの贈与について贈与税の配偶者控除の適用を受けた。

二男Dさんに対して、平成26年12月に上場株式を贈与し、二男Dさんは、この贈与について相続時精算課税制度の適用を受けた。

孫Fさんに対して、平成27年12月に「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の適用を受けて、現金800万円を一括贈与した。なお、Aさんの死亡日において、非課税拋出額からの支出はない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 相続開始後の手続に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群 のイ~チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) 被相続人の財産は相続開始と同時に共同相続人の共有状態になるため、財産の取得者を確定させるためには、遺産分割を行うことになる。遺産分割にあたり、遺言書がない場合、協議分割をすることになるが、協議分割を成立させるためには共同相続人の全員の参加と合意が必要である。この合意が成立しないために協議分割を行えない場合、共同相続人は()に対して申立てを行い、()の調停・審判による遺産分割を行うことになる。

) Aさんが所有している上場株式の相続税評価額は、原則として、その株式が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。ただし、その最終価格が課税時期の属する月以前()間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価する。

) Aさんが平成29年分の所得税について確定申告をしなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から()以内に準確定申告書を提出しなければならない。

語句群

イ . 法務局	ロ . 公証役場	ハ . 家庭裁判所	ニ . 2 カ月	ホ . 3 カ月
ヘ . 4 カ月	ト . 6 カ月	チ . 10 カ月		

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

二男DさんがAさんから贈与を受けた上場株式については、相続開始時点の相続税評価額がAさんの相続に係る相続税の課税価格に加算される。

妻BさんがAさんから贈与を受け、贈与税の配偶者控除の適用を受けた財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額(特定贈与財産の額)は、Aさんの相続に係る相続税の課税価格に加算されない。

孫FさんがAさんから贈与を受けた結婚・子育て資金について、Aさんの死亡日における非課税拠出額の残額は、Aさんの相続に係る相続税の課税価格に加算されることはない。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額(「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」)が2億8,800万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	()万円
課税遺産総額	2億8,800万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
二男Dさん	()万円
養子Eさん	万円
孫Fさん	万円
孫Gさん	万円
相続税の総額	()万円

<資料> 相続税の速算表(一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
万円超 万円以下		
~ 1,000	10%	-
1,000 ~ 3,000	15%	50万円
3,000 ~ 5,000	20%	200万円
5,000 ~ 10,000	30%	700万円
10,000 ~ 20,000	40%	1,700万円